

少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策（抄）

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て支援新制度の施行 (2015（平成27）年4月～)

2012（平成24）年に成立した子ども・子育て関連3法¹に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、2015（平成27）年4月1日から本格施行された。

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て本部の設置 (2015（平成27）年4月～)

内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに「少子化社会対策大綱」の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である「子ども・子育て本部」を設置した。

〈2016（平成28）年4月〉

子ども・子育て支援法の改正 (2016（平成28）年4月～)

2016（平成28）年通常国会において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠

出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）の改正を行い、同年4月に施行された。

〈2016（平成28）年6月〉

ニッポン一億総活躍プランの策定 (2016（平成28）年6月～)

2015（平成27）年10月より、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」が開催された。2016（平成28）年5月、同会議において「ニッポン一億総活躍プラン」（案）が取りまとめられ、同年6月2日に閣議決定された。（第1-2-1図、第1-2-2図、第1-2-3図）。

同プランにおいては、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016年度から2025（平成37）年度の10年間のロードマップを示している。

結婚支援の充実に関しては、2016年10月より、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で「結婚の希望を叶える環境整備に向けた

1 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）をいう。

企業・団体等の取組に関する検討会」を開催し、地方公共団体と連携した企業・団体・大学等の取組について議論が行われた。同年12月にまとめられた提言においては、環境整備に当たってまずは働き方改革が重要であるとした上で、両立支援や多様な交流の提供、結婚につながる活動に対する支援などの企業等における自主的な取組例や、働き方改革・子育て支援の推進、地方公共団体と連携した自主的な取組に対する支援などの国・地方公共団体の支援の在り方とともに、特定の価値観や生き方を押し付けたり推奨したりしないことなど取り組むに当たっての留意点等が示された。

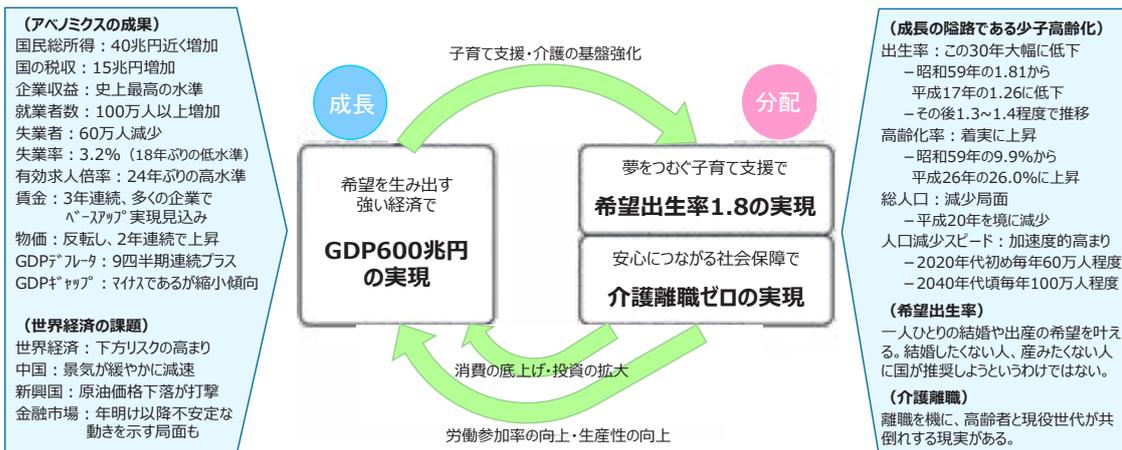
〈2017（平成29）年3月〉

「働き方改革実行計画」の策定 (2017（平成29）年3月～)

「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定に係る審議に資するため、2016年9月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、2017年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた¹。

第1-2-1図 ニッポン一億総活躍プラン（成長と分配の好循環メカニズムの提示）

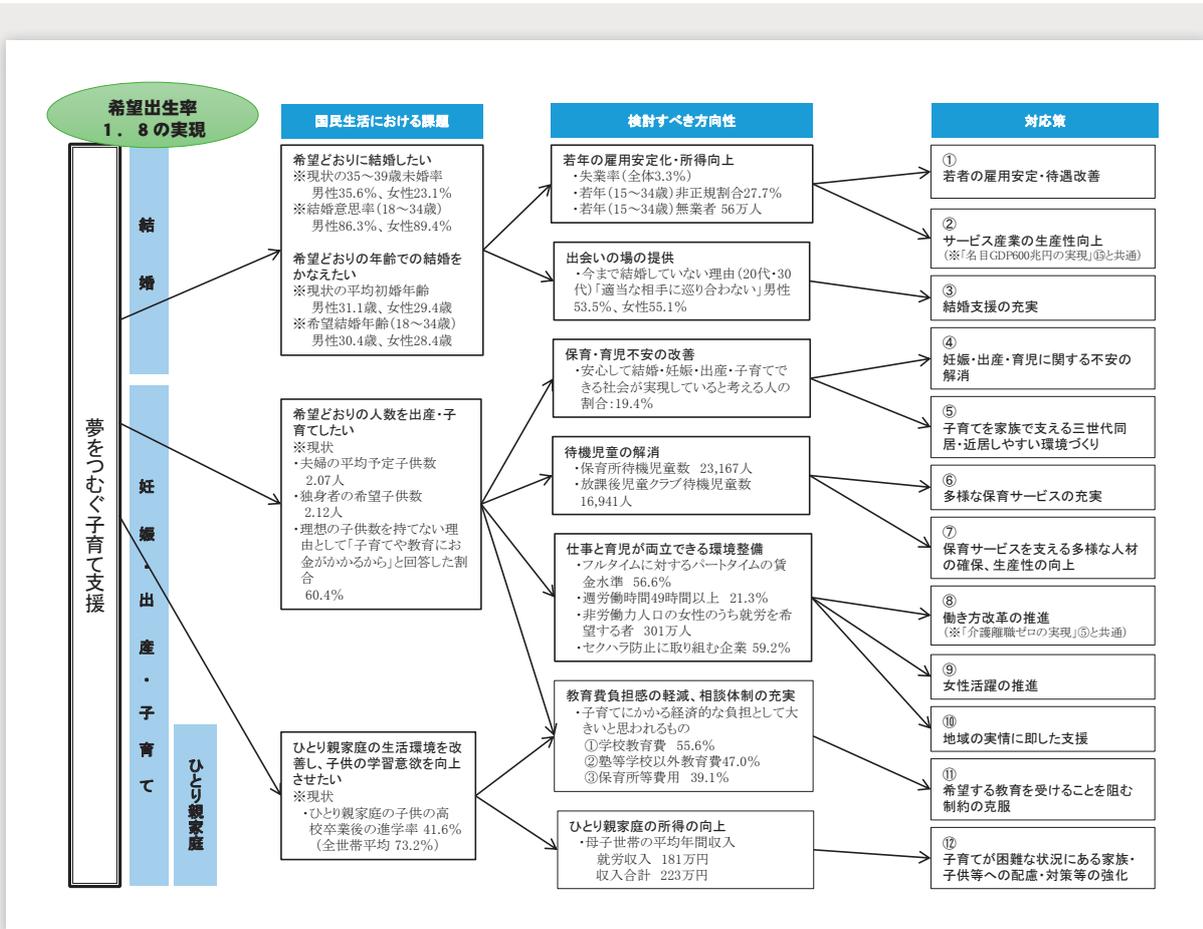
- アベノミクスの第2ステージでは、経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かう。広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦。
- 多様性が認められ、全ての人が包摂される社会では、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費底上げ、投資の拡大。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速。
- 「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。子育て支援・介護支援があって、成長が成り立つ。成長の果実なくして、子育て支援・介護支援は行うことはできない。三本あわせて「究極の成長戦略」。



資料：内閣官房資料

1 特集「働き方改革で切り拓く未来」参照

第1-2-2図 ニッポン一億総活躍プラン（「希望出生率1.8」の実現に向けた樹形図）



資料：内閣官房資料

第1-2-3図 ニッポン一億総活躍プラン（「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策）

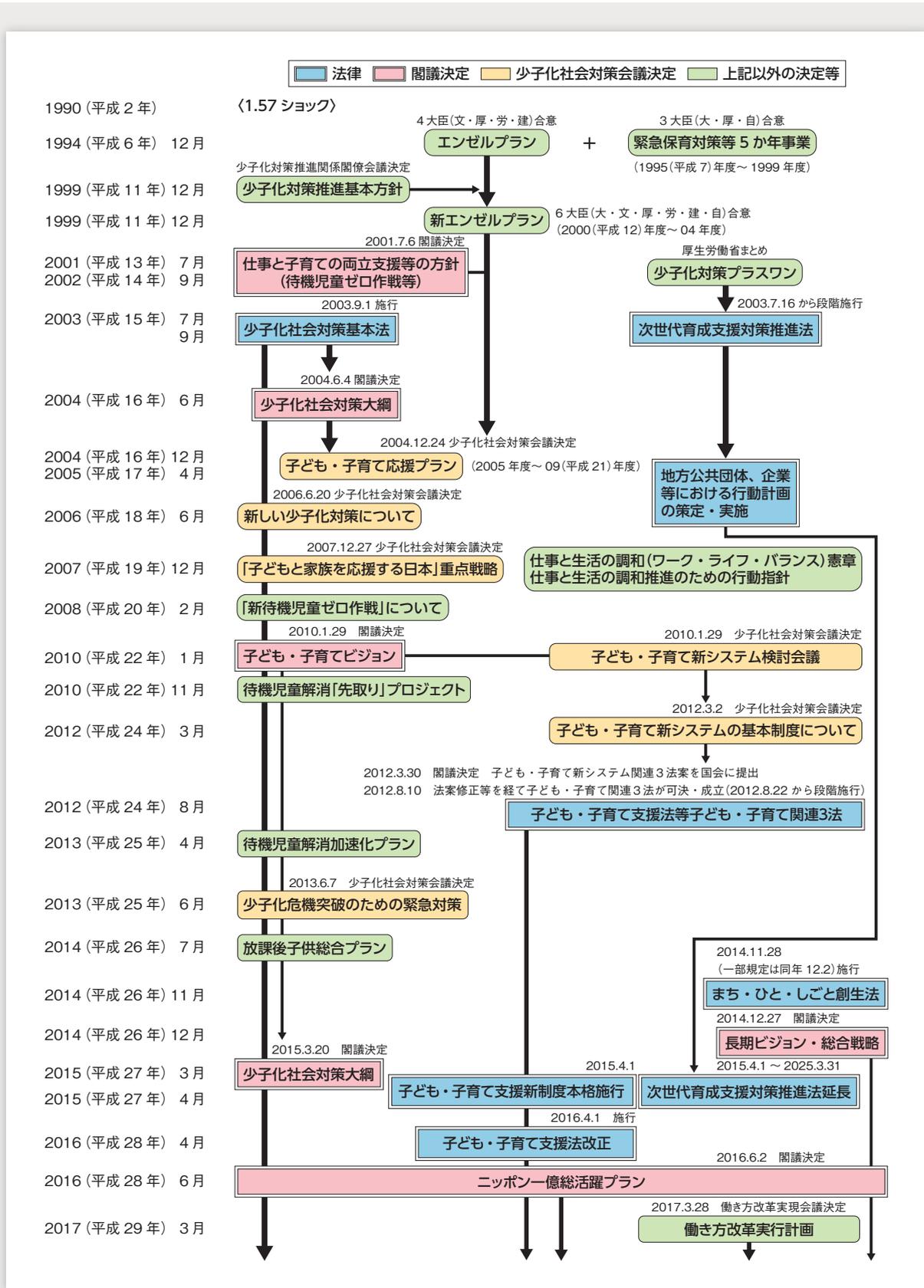
働き方改革		
同一労働同一賃金の実現	非正規雇用の待遇改善を図るため、ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明示。また、その是正が円滑に行われるよう、労働関連法の一括改正。	
長時間労働の是正	仕事と子育ての両立、女性のキャリア形成を阻む原因。法規制の執行を強化するとともに、労働基準法については、36（サブロク）協定の在り方について、再検討を開始。	
高齢者の就労促進	65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援等の実施。	
子育ての環境整備		
保育の受け皿整備	待機児童の解消を目指し、平成29年度末までの整備量を40万人分から50万人分に上積み。企業主導型保育の推進。	
保育士の処遇改善	新たに2%相当（月額6,000円程度）の改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額4万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善。	
多様な保育士の確保・育成	返済免除型の貸付制度の拡充、ICT等を活用した生産性向上等の総合的取組。	
放課後児童クラブの整備	平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討。	
すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備		
学びの機会の提供	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能を強化。フリースクール等の学校外で学ぶ子供を支援。地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を平成31年度までに5000か所に拡充。	
奨学金制度の拡充	無利子	残存適格者の解消と、低所得世帯の子供に係る成績基準の大幅緩和により、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。
	有利子	固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式では、ほぼ無利子となるような仕組みを検討。
	給付型	世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。
	返還	所得に応じて返還額を変化させる新たな制度を平成29年度の進学者から導入。
「希望出生率1.8」に向けたその他取組		
女性活躍、結婚支援の充実、若者・子育て世帯への支援、子育てを家族で支える三世帯同居・近居しやすい環境づくり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援 等		
女性活躍	子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。マザーズハローワークの拡充。ひとり親の資格取得を支援。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。	
若者・子育て世帯への支援	子育て世代包括支援センターの平成32年度末までの全国展開。不妊専門相談センターを平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化。子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。	
三世帯同居・近居	大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるための環境づくりを推進。	
子供・若者等の活躍支援	困難を有する子供・若者等に対して、地域若者サポートステーション等の関係機関が連携して伴走型の支援を実施。	

資料：内閣官房資料

（参考）ニッポン一億総活躍プラン

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/>

第1-2-4図 これまでの取組



資料：内閣府資料